

HAMACO:CLASS 貸切の利用規則

HAMACO:CLASS（以下「本施設」という。）に関し、一般社団法人まちなね浜甲子園（以下「管理者」という。）と利用者との利用規則を次の通り定める。

なお、利用者が本規則に違反した場合は、利用規則第 7 条の規定により本施設の利用の取り消しを行うことができる。

第 1 条 遵守義務

本施設の利用者は、「HAMACO:CLASS 利用規則」に同意し、本利用規則を遵守しなければならない。

第 2 条 開館時間及び利用時間

本施設の開館時間と利用時間については以下の通りとする。

- 1) 本施設の利用時間には、受付・準備・片付け・退出時間を含む。
- 2) 本施設の開館時間は HAMACO:LIVING に準じ、下記の通りとする。

- ・月曜日：10:00～17:00
- ・水曜日：13:00～17:00
- ・木曜日：10:00～17:00
- ・金曜日：10:00～17:00
- ・土曜日：10:00～17:00
- ・火曜日、日曜日、祝祭日：定休日

管理者の都合により開館時間及び定休日に変更となる場合がある。

- 3) 本施設の利用時間は、午前 10 時から午後 9 時とする。

第 3 条 貸切利用の予約成立

下記の事項を守ることが前提に事前予約を行った上で、本施設の有料での貸切利用が可能となる。

- 1) 貸切利用の予約は、HAMACO:LIVING（まちなね浜甲子園事務局）にて申込用紙を記入し、利用料金を支払うことを行うことができる。利用日の 2 か月前より 1 回のみ予約可能とする。但し、賛助会員の場合は、年会費が入金された時点で、利用日に関わらず、年度内に複数回の予約が可能となる。
- 2) 利用料金は、利用人数に関わらず下記のとおりとする。(税込)

	開館時間 1、2、4～7、9～12 月	開館時間 3、8 月	開館時間外
個人会員 賛助会員 一般	1,430 円	1,760 円	1,760 円

※賛助会員の年会費は、法人 100,000 円／年、非営利組織・任意団体 30,000 円／年、個人 15,000 円／年とする。年度開始前までに一括で支払うこととする。年度途中で退会する場合も返金は行わない。

- 3) 貸切利用のキャンセルは、前営業日の 17:00 までに連絡することで行うことができる。連絡がない場合は、利用の有無に関わらず返金は行わない。
- 4) 利用内容によっては貸切利用を拒否する場合がある。
- 5) 貸切利用後は、片付け・清掃を行い、公式 LINE にて速やかに退室の連絡を行うこと。

第4条 鍵の受渡し

管理者は、貸切利用の予約を受領し第1条に同意した者に対し、下記の事項を留意することを前提に、本施設の鍵の受渡を行う。

- 1) 管理者は利用者が貸切利用申込書に同意した際、鍵の受渡方法を連絡するものとする。
- 2) 利用者は、鍵の代理受領を求めるとはできないものとする。
- 3) 管理者は、利用者が無断で第3者に鍵を譲渡又は共有した場合、鍵の使用を失効できるものとする。
- 4) 利用者が交付された鍵を紛失したことにより盗難等の被害にあったとしても、管理者は一切の責任を負わないものとする。

第5条 利用上の留意事項

利用者は、下記の事項を守ることとする。

- 1) 本施設内は禁煙とし、カセットコンロを含む火器を使用しない。
- 2) カラオケ、楽器演奏等の音楽活動は行わない。
- 3) 宗教の勧誘、法律に反する利用、公序良俗に反する行為を行わない。
- 4) 貴重品は、本人の責任において管理する。
- 5) 本施設内での食べ物は禁止する。(飲み物の持ち込みのみ許可する。)
- 6) 廃棄物は持ち帰り、施設内及び周辺地域に放置しない。なお、利用後は清掃を行う。
- 7) 予約時の使用目的以外の利用を禁止する。
- 8) その他、管理者が不適切と判断する行為を行わない。

第6条 その他設備の利用

その他の設備については下記のとおり利用することができる。

- 1) 本施設内にあるテーブル、椅子、掃除道具、ホワイトボードを利用することができる。
- 2) 本施設に設置してあるWi-Fi、エアコンを利用することができる。
- 3) 付属のキッチンを利用することができない。
- 4) 利用者は利用した設備について退室前に原状復帰しているか確認の上退室する。

第7条 利用の取り消し

利用者が本利用規則に違反した場合、管理者は利用者の本施設の利用を禁止することができる。

第8条 貸切利用の停止等

管理者は、以下のいずれかの事由があると判断した場合、利用者に事前に通知することなく貸切利用の全部または一部の利用を停止または中断することができるものとする。但し、この場合、施設利用料金及びキャンセル料金は発生しないものとする。

- 1) 地震、落雷、火災、停電または天災などの不可抗力により、貸切利用の提供が困難となった場合
- 2) 禁止事項に定める項目に該当があった場合
- 3) その他、管理者が貸切利用の提供が困難と判断した場合

第9条 利用者の賠償義務

利用者は本施設の利用にあたり、本施設内におけるキズ、破損、及びこれらに類する損害が発生した場合、速やかに管理者に報告するとともに、その損害を賠償請求される場合がある。

第10条 管理者の免責

本施設内で万が一の事故・ケガ、盗難、トラブル等について、管理者は一切のその責任を負わないものとする。子どもの安全管理は利用者の責任のもとに行い利用するものとする。

一般社団法人まちなね浜甲子園

2021年4月1日 改訂